

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会における  
会議の開催に関する細則

令和5年8月24日

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会

この細則は、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条の規定に基づき、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

委員長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

附 則

この細則は、令和5年8月24日から施行する。